

指定日の遡及適用願

※この遡及適用願いは、下記2に該当する場合に提出が必要となります。

- 1 指定日は、原則として申請者が福祉事務所に申請書を提出した日となります。
健康保険、または介護保険の指定日以前に申請があった場合は、健康保険法、または介護保険法の指定日に合わせます。
- 2 急迫した事情その他やむを得ない事情で、既に被保護者（又は被支援給付者）に対する診療・施術、または介護サービス等を行った場合で、かつ第三者の権利関係に全く不利益を与える恐れがないときに限り、本書の「遡及適用」欄に理由・遡及希望日等を記入・提出することによって指定日を遡及することができます。ただし、健康保険、介護保険等の指定日を限度として遡及します。

生活保護法指定
中国残留邦人等支援法指定

医療機関
介護機関
助産師
施術者

の指定について、以下のとおり、遡及して指定されるよう、

お願いします。

遡 及 適 用	指定日を遡る事業所、または施術者の名称	
	指定日を遡る必要がある事業・施術の種類 ※介護機関、または施術者の遡及のみ記入	
	理 由	
	遡及希望日	年 月 日

年 月 日
京都府知事 様

住 所
申請者
氏 名

実施機関の 意 見	
保健所長 福祉事務所長	担 当 者